

## 第1回 中学校給食推進会議 次第

日時 平成25年12月17日(火) 9時30分～9時45分  
場所 本庁舎2階 特別会議室

- 1 推進会議委員長(市長)あいさつ
- 2 中学校給食早期実施に向けて  
教育委員会「川崎市立中学校給食の基本方針」(平成25年11月26日)
- 3 中学校完全給食 平成28年度導入に向けた実施スケジュール
- 4 その他

### 【配付資料】

- 資料1 中学校給食推進会議設置要綱
- 資料2 中学校完全給食の早期実施に向けた推進体制
- 資料3 市議会「中学校給食の早期実現を求める決議」(平成23年3月16日)
- 資料4 教育委員会「川崎市立中学校給食の基本方針」(平成25年11月26日)
- 資料5 中学校完全給食 平成28年度導入に向けた実施スケジュール  
(参考資料1) 学校給食実施状況  
(参考資料2) 政令市における中学校給食の状況

## 中学校給食推進会議設置要綱

平成25年11月29日 市長決裁  
25川教健第1767号

### (目的及び設置)

第1条 生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎として、成長期にある子どもたちの食育を推進し、中学校完全給食を早期に実施することを目的に、中学校給食推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 推進会議は、中学校完全給食の早期実施に係る次の事項について検討するものとする。

- (1) 安全・安心で温かい完全給食の全校実施に向けた検討
- (2) 民間活力を活かした効率的な手法の検討
- (3) その他、中学校完全給食の早期実施に向けて必要な事項

### (組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。

### (会議等)

第4条 推進会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係局（区）長等の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席することができる。

### (検討部会)

第5条 推進会議には、中学校完全給食早期実施に係る調査検討を行うため、推進会議検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 検討部会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 検討部会の会議は、部会長が必要に応じて召集し、その議長となる。
- 4 検討部会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 推進会議及び検討部会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部健康教育課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

中学校給食推進会議

1	委員長	市長
2	副委員長	副市長
3	委員	総務局長
4	委員	総合企画局長
5	委員	財政局長
6	委員	経済労働局長
7	委員	健康福祉局長
8	委員	まちづくり局長
9	委員	教育長

別表第2（第5条関係）

中学校給食推進会議 検討部会

1	部会長	教育委員会事務局学校教育部長
2	部会員	総務局行財政改革室〔行財政改革〕担当課長
3	部会員	総合企画局長都市経営部企画調整課長
4	部会員	財政局財政部財政課長
5	部会員	経済労働局産業政策部企画課長
6	部会員	健康福祉局総務部企画課長
7	部会員	まちづくり局総務部企画課長
8	部会員	教育委員会事務局総務部庶務課長
9	部会員	教育委員会事務局総務部企画課長
10	部会員	教育委員会事務局学校教育部健康教育課長
11	部会員	教育委員会事務局学校教育部健康教育課 〔学校給食〕担当課長
12	副部会長	教育委員会事務局学校教育部健康教育課 〔中学校給食推進〕担当課長

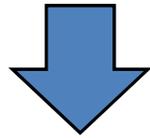
## 中学校完全給食の早期実現に向けた推進体制

### 組織

教育委員会事務局

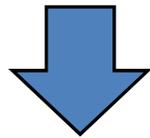
12/1

「中学校給食推進担当」配置(担当課長)



年度内

「中学校給食推進担当」体制拡充



新年度

早期実現に向けたさらなる体制整備

### 全庁的なプロジェクト推進体制の整備

「中学校給食推進会議」設置(12月)

#### 「中学校給食推進会議」の概要

##### 「設置目的」

◎全庁的な推進体制を構築するため市長以下、副市長・関係局長で構成する「庁内プロジェクトチーム」を設置し、中学校完全給食の早期実現を目指す。

##### 「所掌事務」

◎安全・安心で温かい完全給食の全校実施に向けた検討  
◎民間活力を活かした効率的な手法の検討  
◎その他早期実現に向けて必要な事項の検討

##### 「組織」

- 委員長:市長
- 副委員長:副市長
- 委員:総務局長、総合企画局長、財政局長、経済労働局長  
健康福祉局長、まちづくり局長、教育長  
※その他必要に応じて関係局長等が出席

## 中学校完全給食の早期実現を求める決議

平成21年5月1日現在、全国の公立中学校での完全給食の実施率は81.6%であるが、中学校での完全給食に踏み出す地方自治体は更に増えている。

当時、都道府県別の実施率で一番低かったのは大阪府の7.7%であるが、大阪府は、全ての公立中学校で完全給食が実施できるよう、政令指定都市を除く未実施の234校の施設整備について、平成23年度からの5年間の総額で最大246億円を補助することを明らかにした。

さらに、大阪市でも平成25年度から市立中学校128校全てで学校給食を導入する方針を固めたことから、政令指定都市で完全給食が実施されないのは、本市のほかに横浜市、堺市及び神戸市だけとなる。

一方、本市における中学校の昼食については、家庭からの弁当を基本としつつ、各個人が希望するときだけ弁当を購入できるランチサービスを全校で実施しているところである。

しかしながら、保護者の経済的負担等の軽減、地産・地消、食育、栄養バランスなどの点において学校給食の意義は大きいことから、学校給食の持つ利点を十分に考慮し、弁当との選択制や弁当配達方式であるデリバリー方式の採用など、本市の実情に合わせて中学校での完全給食の導入を図るべきである。

よって、本市議会は、本市において中学校での完全給食が早期に実現されるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成23年3月16日

川崎市議会

## 川崎市立中学校給食の基本方針

平成 25 年 11 月 26 日 川崎市教育委員会会議決定

本市の中学校の昼食は、これまで家庭からの弁当を基本とするミルク給食を実施してまいりました。また、弁当を持参できない時のために、それを補完する制度として、ランチサービス事業を実施してまいりました。一方、国においては、平成 17 年 7 月に食育基本法が施行され、さらに平成 21 年 4 月に学校給食法が食育の観点から一部改正されたことにより、学校給食を活用した食育の充実が新たに定められました。

そうした中、教育委員会といたしましては、これまで家庭からの弁当は生徒の食育の推進などに寄与してきたところであると考えておりますが、市議会の「中学校完全給食の早期実現を求める決議」や請願・陳情等の審議、保護者等の御意見・御要望を踏まえ、教育委員会会議におきまして、ランチサービス事業の取組と現状、他都市の中学校給食の実施状況、学校給食を活用した食育の推進、生徒の健康増進と食事の栄養バランス、食材の安全・安心、家庭環境や経済状況の変化に伴う負担軽減などの視点から、中学校の昼食のあり方について議論を重ねてまいりました。

その結果、本市の中学校において完全給食を提供することにより、さらなる食育の充実が図られること、育ち盛りの生徒にとって栄養バランスがあり安全・安心で温かい食事を摂ることができるなどのことから、中学校完全給食を実施することが望ましいとの結論を得ましたので、「川崎市立中学校給食の基本方針」を次のとおり決定いたしました。

事業の実施にあたりましては、十分な準備や調整が必要となりますが、今後、生徒・保護者・市が連携しながら、生徒にとって望ましい給食となるよう取り組んでまいります。

- 1 早期に中学校完全給食を実施します。
- 2 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図ります。
- 3 安全・安心な給食を提供します。
- 4 温かい給食を全校で提供します。

中学校完全給食 平成28年度導入に向けた実施スケジュール

月	平成25年度					平成26年度												平成27年度			平成28年度
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
実施 工程	基本方針（教育委員会） ● 既存施設調査 ● 生徒・保護者アンケート ● 先進事例等の調査・研究					● 実施手法検討 ● 実施手法に伴う整備計画検討 ● 計画事業費・スケジュール検討  実施方針（素案）公表  パブリックコメント等市民意見・保護者説明会  実施方針決定（教育委員会） ● 事業開始の広報 ● 実施方針に基づく取組の実施															中学校完全給食の実現

## 学校給食実施状況（小・中学校）

【文部科学省公表資料】

平成22年5月1日現在

区 分			全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
				実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比
小学校	国立	学校数	74	72	97.3	0	0.0	1	1.4	73	98.6
		児童数	45,016	44,350	98.5	0	0.0	641	1.4	44,991	99.9
	公立	学校数	21,345	21,076	98.7	103	0.5	107	0.5	21,286	99.7
		児童数	6,869,318	6,837,279	99.5	15,508	0.2	9,319	0.1	6,862,106	99.9
	私立	学校数	209	79	37.8	3	1.4	18	8.6	100	47.8
		児童数	79,042	29,758	37.6	1,061	1.3	6,673	8.4	37,492	47.4
	計	学校数	21,628	21,227	98.1	106	0.5	126	0.6	21,459	99.2
		児童数	6,993,376	6,911,387	98.8	16,569	0.2	16,633	0.2	6,944,589	99.3
中学校	国立	学校数	79	16	20.3	0	0.0	31	39.2	47	59.5
		生徒数	33,495	6,563	19.6	0	0.0	13,294	39.7	19,857	59.3
	公立	学校数	9,930	8,179	82.4	59	0.6	779	7.8	9,017	90.8
		生徒数	3,279,350	2,488,968	75.9	12,668	0.4	288,394	8.8	2,790,030	85.1
	私立	学校数	740	66	8.9	2	0.3	50	6.8	118	15.9
		生徒数	259,807	15,593	6.0	381	0.1	10,681	4.1	26,655	10.3
	計	学校数	10,749	8,261	76.9	61	0.6	860	8.0	9,182	85.4
		生徒数	3,572,652	2,511,124	70.3	13,049	0.4	312,369	8.7	2,836,542	79.4

※中学校には中等教育学校前期課程を含む。

平成25年度政令市における中学校給食の状況

平成25年10月

政令指定都市名	学校数	給食の形態				給食以外の 昼食提供	備考
		完全給食		ミルク 給食	未実施		
		全員喫食	家庭からの 弁当との 選択制				
1	札幌市	97					自校調理方式 21校 親子調理方式 76校(親38校、子38校)
2	仙台市	64					自校調理方式 11校 親子調理方式 1校(子) [ 全6施設(PFI2、委託2、直営2) センター方式 52校 ※うち委託1は小学校分のみ
3	さいたま市	57					自校調理方式 52校 親子調理方式 2校(子) センター方式 3校 全2施設(委託2)
4	千葉市	56					センター方式 56校 全3施設(PFI2、公設民営1)
5	川崎市	51		51		○	中学校ランチサービス事業 51校
6	横浜市	147			* 147	*	業者による校内での弁当販売 86校 業者による校内でのパン販売 10校 業者による校内での弁当とパン販売 10校 自動販売機でのごはん・パン販売 13校 学食の利用可 1校(高校附属中) 家庭からの弁当のみ 27校
7	相模原市	37	7	※ 30			センター方式 7校 全3施設(委託1、直営2) ※デリバリー方式 30校
8	新潟市	58	30	※ 28			自校調理方式 8校 親子調理方式 1校(子) センター方式 20校 全14施設(委託10、直営4) ※デリバリー方式 29校(内1校は全員喫食)
9	静岡市	43	32	※ 11			自校調理方式 1校 親子調理方式 1校(子) センター方式 30校 全9施設(PFI1、委託3、直営5) ※デリバリー方式 11校
10	浜松市	48	48				自校調理方式 35校 親子調理方式 1校(子) センター方式 12校 全6施設(委託4、直営2)
11	名古屋市	111	1	※ 109	* 1		自校調理方式 3校(※2校) ※デリバリー方式 107校 *児童福祉施設内の食堂 1校
12	京都市	73	5	※ 66	* 1	* 1	親子調理方式 5校(子:全て校舎併設校) ※デリバリー方式 66校 *高校附属中は食堂で昼食を提供 1校 *家庭からの弁当のみ 1校
13	大阪市	130		※ 128	* 2	○	※デリバリー方式 128校 *隣接する児童福祉施設の入所生徒が通学しているため、施設が食事を提供 2校
14	堺市	43				43	○ ランチサポート事業 43校
15	神戸市	82			82	○	中学校弁当販売事業 70校 校内での弁当販売 3校 校内でのパン販売 7校 家庭からの弁当のみ 2校
16	岡山市	38	36			* 2	自校調理方式 24校 親子調理方式 1校(親) センター方式 11校 全7施設(委託7) * [ 児童自立支援施設の食堂で食べている 1校 家庭からの弁当と校内パン販売 1校
17	広島市	64	21	※ 43			自校調理方式 5校 親子調理方式 3校(子) センター方式 13校 全6施設(委託1、直営5) ※デリバリー方式 43校
18	北九州市	62	62				親子調理方式 62校(子)
19	福岡市	69	69				自校調理方式 4校 センター方式 65校 全4施設(PFI1、委託3)
20	熊本市	42	42				自校調理方式 2校 親子調理方式 2校(子) センター方式 38校 全18施設(委託14、直営4)

平成25年3月  
「中学校給食実施方針」を決定  
※主な概要は欄外に記載

【神戸市中学校給食実施方針の概要】

- ・全員喫食を基本とする。但し、家庭弁当の持参も可能とする。
- ・デリバリー(ランチボックス)方式を採用する。
- ・平成26年度中に一部の中学校で、平成27年度中に全校で実施を目指す。